

新庁舎建設に関する調査特別委員会

(第 16 回) 会議録

会 議 年 月 日	平成 27 年 9 月 15 日 (火)		
開 会	午後 1 時 00 分	閉 会	午後 1 時 40 分
場 所	鳥取市役所本庁舎 6 階 第 1 会議室		
出 席 委 員 (9 名)	委 員 長 寺坂 寛夫 副委員長 石田憲太郎 委 員 米村 京子、星見 健蔵、横山 明、伊藤 幾子 長坂 則翁、桑田 達也、下村 佳弘		
欠 席 委 員	なし		
事 務 局 職 員	局次長：湯谷久美子、議事係主幹：金岡正樹		
出 席 説 明 員	総 務 部 長：河井登志夫 庁 舎 整 備 局 長：亀屋 愛樹 庁 舎 整 備 局 次 長：藏増 祐子 庁 舎 整 備 局 局 長 補 佐：尾坂 和昭 庁 舎 整 備 局 主 幹：宮崎 学 庁 舎 整 備 局 主 任：田中 友一 庁 舎 整 備 局 専 門 監：前田喜代和		
傍 聴 者	2 名 (別添のとおり)		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

午後1時00分 開会

◆寺坂寛夫 委員長 ただいまから新庁舎建設に関する調査特別委員会を開催いたします。

それでは、早速議案審査に入ります。説明については、前回の委員会で既に説明していただいております。議案第106号、平成27年度鳥取市一般会計補正予算（第3号）、所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。長坂委員。

◆長坂則翁 委員 54万円計上されておるんですけども、この54万円って着入金というふうに表現されておるんですが、この金額決定っていうのはどういう根拠で54万になっているのか、まずそこから伺いたいと思います。

◆寺坂寛夫 委員長 蔵増次長。

○蔵増祐子 庁舎整備局次長 54万円でございますけれども、まず、弁護士さんのほうから見積もりをいただいて、54万円というふうにしております。委託しております弁護士さんのほうはゆうわ総合法律事務所の松本啓介弁護士と松本美恵子弁護士、お二人でございます。ゆうわ総合法律事務所さんのほうは報酬基準を定めておられまして、その基準を参考に見積もりを算出されております。それによりまして鳥取市のほうは随意契約をしておりますが、地方自治法施行令の167条の2第1項第2号によりまして、随意契約をいたしております。

◆寺坂寛夫 委員長 長坂委員。

◆長坂則翁 委員 随契はいいんですけども、じゃあその弁護士さんから言われた金額ということなんだけど、それは弁護士事務所によってこの金額っていうのは変動するっていうこともあり得るんですか。ある意味では、弁護士連合会みたいな共通の統一的な委託料というふうな理解でいいんですか。どうなんでしょう。

◆寺坂寛夫 委員長 蔵増次長。

◆寺坂寛夫 委員長 済みません、ホームページ等で調べたところによるんですけども、2004年ですので、今から11年くらい前でしょうか、弁護士会で定めていた報酬規定は廃止されたというふうに出ておりますので、大体同じ報酬ってことではなくて、それぞれ弁護士さんによって費用を決めることができるようになったということのようです。

◆寺坂寛夫 委員長 長坂委員。

◆長坂則翁 委員 この弁護士さん、松本弁護士さんは顧問弁護士ですか。

◆寺坂寛夫 委員長 次長。

○蔵増祐子 庁舎整備局次長 平成24年の4月から顧問弁護士をしておられます。

◆寺坂寛夫 委員長 長坂委員。

◆長坂則翁 委員 そうした場合、顧問弁護士を全て使うっていうと表現が悪いのかな。顧問弁護士さんに全てお願いっていうか、委託をするという考え方でいいんですかね。そうではないんですか。そこら辺のちょっと関係、教えてください。

◆寺坂寛夫 委員長 蔵増次長。

○蔵増祐子 庁舎整備局次長 顧問弁護士さんの業務は、市の相談業務に乗っていただくというところでございます。法令の解釈であるとか、市が締結する重要な契約であるとか、その他の行

政の執行に生じる法律上の諸問題の相談業務に乗っていただきます。まず、顧問弁護士に相談に乗っていただきまして、案件によってはほかの弁護士さんを紹介される場合もあるようです。

◆寺坂寛夫 委員長 長坂委員。

◆長坂則翁 委員 わかりました。なら全てが顧問弁護士ということじゃないわけですね。今紹介があったように、わかりました。

それで、じゃ、顧問弁護士には月額幾らの顧問弁護士料が支払われとんですか。

◆寺坂寛夫 委員長 蔵増次長。

○蔵増祐子 庁舎整備局次長 月額で契約はしておられませんで年額ということで、年額64万8,000円、月割りしますと5万円に消費税というところでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 長坂委員。

◆長坂則翁 委員 ということは、顧問弁護士料を年間でお支払いになっておる、月額にすればわずかなもんですけど、そこらあたりも考慮した中での今回の委託料というふうに理解をしてもいいんですね。

◆寺坂寛夫 委員長 次長。

○蔵増祐子 庁舎整備局次長 考慮されてるかどうかということとはちょっとお答えできないんですけども、訴訟なので別件ということで受けていただいておりますと解釈しております。

◆寺坂寛夫 委員長 よろしいですか。

◆長坂則翁 委員 はい。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかございますか。ありませんね。いいですか。

それでは、質問ないようですので、打ち切ります。

討論はございますか。ありませんね。ないようですので、それでは、これより議案第106号、平成27年度鳥取市一般会計補正予算（第3号）、所管に属する部分を採決いたします。

本案に賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

◆寺坂寛夫 委員長 挙手全員です。本案は原案のとおり可決されました。

それでは、報告事項に移りたいと思います。

鳥取市新本庁舎建設基本設計・実施設計業務の受託者選定に係る公募型プロポーザルの公告について報告をお願いいたします。蔵増次長。

○蔵増祐子 庁舎整備局次長 昨日、9月14日でございますが、新庁舎建設基本設計・実施設計業務の公募型プロポーザルを公告いたしました。内容について御報告申し上げます。

お手元のほうに公告文の写しをお持ちいただいていると思いますので、ごらんください。これに沿って説明をさせていただきます。

本庁舎と附帯する駐車場、外構などの基本設計及び実施設計の業務を平成29年7月31日までに履行する内容となっております。

設計者の選定につきましては、共同企業体の代表構成員と代表以外の構成員をそれぞれ選定をいたします。前回の特別委員会でも御説明申し上げましたが、代表構成員は市内、市外を問わず広く公募をいたします。そのほかの構成員は市内企業に限定をして募集をいたします。市

内企業は代表企業と代表企業以外の構成員のいずれも参加可能といたしております。

基本条件といたしまして、代表企業として選定された者は、市内企業応募者の中の3者以上と共同企業体を結成することといたしております。

代表企業につきましては、1次審査と2次審査、2段階の審査を行います。2ページ目でございます。一次審査は応募者から提出された書類につきまして、建設委員会により評価を行いまして、5者程度を選出いたします。市内企業は全て2次審査対象者として選定をいたします。2次審査は、技術提案書の提出を求めまして、建設委員会の評価によりまして、最優秀者1者、次点者1者を特定いたします。市内企業応募者の審査は、提出された書類によりまして、建設委員会により評価を行います。そして、市内企業優秀者を5者程度選出いたします。

参加資格でございますが、代表と市内企業共通の要件といたしまして、測量等業務の入札参加資格や、それから一級建築士事務所登録を有していることなどとしております。

3ページでございます。代表企業応募者は単体で一級建築士4名以上、延べ床面積が5,000平米以上の事務所等の基本設計又は実施設計の実績を有すること、構造や設備の一級建築士の配置などを求めています。市内企業応募者は、単体で一級建築士2名以上、公共建築物の新築、改築又は増築の基本設計または実施設計などの実績を求めています。

4ページでございます。手続でございますが、代表企業は今年30日水曜日までの参加表明を受け付けの後、10月1日から8日までの期間を1次審査といたしまして、10月9日に結果を通知いたします。公告の内容には記載していないことも申し上げますけれども、11月17日までの技術提案書の提出を求めまして、23日火曜日に公開プレゼンテーションとヒアリングを実施いたします。11月27日までに2次審査を実施いたします。最優秀者と次点者を特定いたします。市内企業応募者につきましては、11月17日まで参加表明を受け付けいたします。11月23日から27日までにかけまして審査を実施いたします。優秀市内企業を5者程度特定いたします。12月中旬までに代表企業と市内企業の共同企業体の結成期間といたしまして、その後、契約を締結をいたします。このとき、共同企業体の代表構成員以外の合計出資比率を30%以上といたしております。公告文にはございませんが、実施要領のほうに細かく記載しております。本件の実施要領ですとか仕様書など、詳細につきましては市の公式ウェブサイトで公開をいたしております。以上でございます。

- ◆寺坂寛夫 委員長 報告を受けました。委員の皆様、質問等ございましたら。伊藤委員。
- ◆伊藤幾子 委員 公告の1ページのところに基本条件として、代表企業5者の中から最優秀に特定された者は市内企業5者の中から優秀賞に選定された者の中から3者以上、でも3者に満たない場合はその優秀者に選定された数のものと共同企業体を結成しなければならないということや、あと、2ページの市内企業応募者の審査ということで5者程度選定する。それから、代表者のところも第1次審査で5者程度選定するとかって、そういう数的なことが書かれてるんですね。その1ページのところで共同企業体を結成しなければならないというところで、3者以上、でも優秀者が3者に満たない場合はその選定された数、そこはそれに満たなかった場合はこういうことでもいいですよってということが書かれてるんですけど、代表企業の第1次審査とか、市内企業5者の審査のところそれぞれ5者程度になってるんだけど、程度だから程度

なのかなとは思いますが、結局それに満たない場合はどう考えるのかっていう、5者程度だから、1者でも5者程度になるのかなと、このとらまえ方ですよ。そういうところが建設委員会の中で何か議論になったのかどうかっていうのを教えていただけないでしょうか。

何か以前、プロポーザルでも、1者でのプロポーザルだったら別にそれは大丈夫ですよって聞きましたけど、建設委員会の中では1者だったらやり直してということもやってるところあるだけ、そういうこともできるっていうような意見もあったので、やっぱりこれに満たなかった場合どう考えるのかっていう議論が建設委員会の中でなされたのかどうかちょっと気になるので、そこを教えていただけないでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 この件につきましては、議論をいたしました。まず、参加の資格として5者以上、そういったものを対象とするということでプロポーザルというものが成立するということで確認しました。その中で、提出された数とその3者、5者以下であった場合どうするかということなんですけど、それはその出された数の中で検討していくということで、先ほども当初から言っておりますように、数がそれに満たなかったら、その満たなかった中で審査をしていくと、プロポしていくという形で確認はしております。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 済みません。3ページの下(3)で市内企業応募者の参加資格のところ、エのところ平成10年度以降に公共建築物の新築、改築または増築に関する基本設計または実施設計業務を元請として受託している、こういう実績があるところが参加資格になってるんですけど、以前委員会でいただいている資料、市内の設計業者の状況の中で、これに該当するところが1つの資料では何か4者しかないような気がして、5者程度っていうのが現実問題、そこはクリアされて、5者以上の応募が可能な市内の業者の実態なのかどうかっていう、そこを教えてください。

◆寺坂寛夫 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 以前お示ししたのにつきましては、1万平米、5,000平米ということと面積要件を示した中で2者、4者というようなこととお示ししたと思います。今回は、その市内応募者の参加資格としては公共建築物の新築、改築、増築、これは面積要件は当てはめておりませんので、該当者については、市内の状況ですね、ですから、その状況はあるんですけども、今回の市内応募者の面積要件というものはここでは捉えておりませんので、対象者としては広がってくるという考え方です。

◆伊藤幾子 委員 広がると。わかりました。

◆寺坂寛夫 委員長 横山委員。

◆横山明 委員 企業体の出資比率についてお尋ねしますけれども、先ほど7、3と言われた、30%以上という根拠はどういうところから出たのでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 これも以前、資料でお示ししたところがございます。特例市と鳥取市との類似団体でやっておられた、これが大体30%ぐらいが中間値ということでありましたので、

やはり地元に対しての配慮という面から、通常であれば10%、20%というところなんですけれども、やはり30%ぐらいが適当じゃないか、それも以上ということを示したらどうかということで30%を示したところでございます。

◆寺坂寛夫 委員長 よろしいですか。はい。米村委員。

◆米村京子 委員 済みません。今、30%以上って言われたんで、1者ですか。それとも、これがいろんなふうに、企業体になった場合だったら、3者だったら10、10、10っていうことになりそうですけど。

◆寺坂寛夫 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 これは合計出資比率ということで。ですから、その内訳については代表者と構成員との話し合いの中で一律で割り戻していくのか、仕事の量によって分けていくのかというところはお任せというところでございます。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 その代表企業を選定する場合に、他都市ではいかに地元の企業さんと一緒に共同体をより多くのという、その数が多いほうが加点が多かったりとか、そういったようなこともされてるところがあるかと思うんですが、今回の鳥取市の場合では、別に市内の優秀者を決めて、代表企業の1位の人、次点の人を決めて、まずは1位の人からいろいろ市内の業者と共同体を決めるかどうかの相談をするわけですよね。てなると、全然その審査に反映されないっていうか、地元業者をより多く使うとか、そういったような地域貢献度みたいなものが、きっとこれは採点にならないんだろうなと思ってみたんですが、そういう理解でいいのかどうか、お願いします。

◆寺坂寛夫 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 今おっしゃる点につきましては、建設委員会の中でも同じような議論がありました。というのが、通常、JVを組んで、それで技術提案というところに入ってくる、そういう中ではおっしゃるように地元貢献、こういったものをはかってお示ししてこられることも可能だとは思いますが、今回に限っては代表は代表で地元は地元でと、市内企業はということでもありますので、そういった出資比率に対する加点評価というところは上げれないということを確認をとっております。

ただ、2次審査のほうで市内企業応募者との業務取り組み体制ということで、いわゆる出資比率30%以上ということはあらかじめ提示しているわけですから、その中で業務というものをどういった形で分担していくのか、どういった組織体制をとってくるのかというような、こういったものに関しては提出をしていただいて、それも採点の評価の基準になるというところがあります。

◆寺坂寛夫 委員長 いいですね。

◆伊藤幾子 委員 はい。

◆寺坂寛夫 委員長 下村委員。

◆下村佳弘 委員 今までの議論は、代表企業に市内業者がならないという前提でお話を皆さんがしていらっしゃるんだと思うんですけども、これ、逆に代表企業に地元の業者がなってもいい

というふうになってるんですけども、仮にそういうふうになった場合にこの30%の比率っていうのはどういうふうになるわけですか。逆になるわけですか。

◆寺坂寛夫 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 これにつきましては、代表企業としては代表企業の割合を持っておって、あくまでも代表企業は構成員として市内企業を同じように組んで、JVを組むという形でございますので、市内が代表になったとしても、子になる市内企業ですね、共同企業体、こちらについては同じ考え方でいくと、全体としての構成は市内全部で賄っていくという流れになりますんで、考え方は一緒です。

◆下村佳弘 委員 わかりました。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかございますか。星見委員。

◆星見健蔵 委員 5ページですけども、技術提案書（第二次審査）の評価についてというところのイですね。特定のテーマについての技術提案、6つの課題についてという部分と、それと次の参加表明書等の評価、6番目の市内企業応募者のその部分のイの特定のテーマについての技術提案3つの課題についてということで出されておるわけですが、これの内容というのはどういう課題なんでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 これは実施要領のほうには記載しておりますけども、まず、代表企業のほうの技術提案、これについては6つございまして、まず1つ目が市民の拠点となる鳥取らしい庁舎、2番目が総合防災拠点として安全性が高い庁舎、それから3番目といたしまして全ての人に優しく利便性の高い庁舎、4番目といたしまして環境に優しい庁舎、5番目といたしまして建設コストや維持管理コストの抑制に配慮した庁舎、それから6番目に時代の変化や職員の増減に柔軟に対応できる庁舎、こういったものに対しての提案をお願いしますということで6つの項目をお示ししております。

それから、市内企業者については、これは3つございまして、1番目が市民が気軽に集い利用できる市民交流スペースの考え方、それから2番目が地域特性を生かす考え方、それから3番目が地場産材などの地域素材の活用の方というふうなことで、この3つのテーマに技術提案をいただくということにしております。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 今御説明があった市内業者向けの3つのそのテーマっていいですか、その中の地域特性を生かす考え方の地域特性っていうのはどういったことを想定してこういったことを設けられたんでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 これについては、デザイン等ございまして。デザイン、一つそれは。この地域にマッチした建物の建て方とか、こういったものを地元案じゃないと表現できない、こういったところをどういったものを主眼を入れて提案されてくるかなというところです。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 1つ目の市民が気軽に集い利用できる市民交流スペースの考え方っていうの

は割と発想しやすいというか、イメージしやすいっていうか、具体的に考えやすいのかなど。地場産材も地場産材なんて限られてるので、それも何か考えやすいかなど。ただ、2番目の地域特性を、しかも生かすですからね、生かすって、じゃあ地域特性、地域の特性、この捉え方というのは要はじゃあもう市内業者の感性っちゅうんか、市内業者の方のそれぞれの考えとか、やっぱりそういうところによるから、ある意味そこで差がついちゃうっていうか、採点とかね、とっぴな発想が出てくるかもしれないし、そこは、そういう捉え方しかできないんだなどはちょっと思うんですけど、もし建設委員会の中でこの項目をつくる時にこの地域の特性というところで何か議論になった点があったのなら、ちょっと教えていただけますか。なかなかちょっとイメージがわからないので。

◆寺坂寛夫 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 やはりこの共同企業体ですね、この構成員を考えていく上ではどういったところにそこを特徴として出していれば、その出資比率にしろそこを検討していく中で、仮に市外の業者がとった場合、そうしたらやはり鳥取市の歴史、文化、こういった周辺環境との調和、こういったものを考えてくるとやはり地元の設計会社、こういったところがある意味では日ごろから見てるわけですから、そういったところのノウハウが入ってくるんじゃないかということで、考え方にも入れておりますけども、鳥取をイメージした外観、それから、安心感と親しみを与えるデザイン、こういったものなどがやはり地元の業者というものの得点を生かすところじゃないかなという話を建設委員会の中ではしております。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかございますか。桑田委員。

◆桑田達也 委員 今、伊藤委員の言われたことも私もお聞きしようかなと思ってたんですけど、その要領の中の地域の特性という、その意味合いは今も局長の御説明で理解をしたんですが、今回の公告の中の総合評価の中の基準として独創性という文言が組み込まれているわけですが、どうしてもやはりプロポーザルということになってくれば、独創性というところにどうしても傾注しがちといいますか、そういう面もあるかと思うんです。ただ、これまではそういう独創性っていうのは確かに町の特徴を出していく庁舎のあり方として、一つの基準として設けられるのはいいのかもしれませんが、ただ、これまで議会としてもこの5つの方針であったりとか、また限られた工期の中で、果たして、さらにはこの3.11以降のさまざまな自然条件の中で庁舎の役割ということも変わってきてるわけですし、そうしたことを考えたときにこの独創性ということが果たして必要なかどうなのかという、私は疑問がありまして、これが先ほどの地域の特性ということのをにらんで鳥取市の歴史や文化にマッチをしたそういう外観であるとかですね、そういったことということであれば、理解はしますが、この独創性というところだけに偏ってしまうということがないようにしていただく、あくまでも実現可能な、そしてより実務的な、そういったところに焦点を当てたやはり評価というところに重点を置いていただきたいなというふうに、これは私、個人的な感想としてはあります。

◆寺坂寛夫 委員長 局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 桑田委員さんのおっしゃるとおりでございます、やはり代表企業とそれから共同企業体の構成員の役割分担というのはあらかじめこっちのほうが指定はできない

んですけども、地域の企業についてはやはり地域特性を生かしたものをという意味合いでここで書かせていただいたところがございますので、コンペでしたらもうでき上がったものをぽんと示されるわけですけども、こういったものを背景に、実際に設計に当たってはお互いに構成員の中で話し合いをしていただきながら物をつくっていくわけですから、今、桑田委員がおっしゃったようなことを当然、加味していきながら進めていきたいと思っております。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 米村委員。

◆米村京子 委員 そのことに関してなんですけども、ゼネコンが、大手の大きなところになった場合、ほとんどとったところが全部話を決めていくんで、ほかのほうとかいろいろところでジョイントを組んでるようなところなんかはなかなか意見が言い出せないっていうところをちょっと聞いたことがあるんですけども、今これで、地域特性がないんだったら話し合いができるっていう、そういうところを重点的にやっていってもよろしいんでしょうか、例えば大きなゼネコンがとった場合、頭になった場合、あと下のほうにつくジョイントの部分の鳥取市の建設業者なんかがいっぱいいますよね、そういうのが共同体を組んでしたときに、全て、なかなか上のほうに何か話が、話し合われなくて言いなりにしかならないっていうことを聞いたことがあるんですけど、そんなことはないですか。

◆寺坂寛夫 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 今、米村委員さんがおっしゃってるのは、工事ですよ。

◆米村京子 委員 設計に関しても。設計の段階で話がなかなか通じない部分があるっていう。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 設計をこれから組んでいく中でもそういう形態が起きてくるんじゃないかということですか。

◆米村京子 委員 はい。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 これにつきましては、一応要領ですけども、この20ページに設計の業務契約というところに共同企業体の代表構成員以外の構成員、運営形態についてなんですけども、各構成員は対等な立場で一体となって業務を履行するものとしますということであっております。それから、その後で引き続きでございますけども、構成員以外の構成の出資比率、これは30%以上としておりますので、この中でその構成員等、代表者の中では先ほどもちょっと組織も示しておりますけども、業務割合、こういったものを踏まえて業務の中身まで示していただくようにしております。ですから、構成員となるべく代表というのは対等の立場でということの位置づけをしていきたいと思っております、そこは。

◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。

◆米村京子 委員 どうしても親と子になると力関係が出てきますんで、どうしてもなかなか対等っていうところになると、大変難しい部分が出てくる、それは市のほうが、市っていうか、こっちのほうが何か指導するっていうことは、そういうことはないんですか。

◆寺坂寛夫 委員長 局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 まず、結成の段階で最初からジョイントを組んでくるというのは避けよう。そうなってくると今、米村委員さんがおっしゃったように、まず代表が構成員をひっ提げて参加申し込みしてくるという形になってくると、今言ったような形態のものを最初から

確立されちゃうわけでございます。だけでも、今回は別々にやりましょうと、なおかつ出資比率についてもこれ以上というようなこともやってます。そういう業務内容についても明確にうたっていくということによって、先ほど言われたようなことは避けられるのではないかなと思っております。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 私も今のところに係ることなんですけど、対等の立場でっていうことにうたわれてるんですけど、基本この何をもって対等と捉えるかっていうのが、難しいじゃないですか。共同体を組むときに代表企業と一緒にやる市内業者、そこではお互い契約書を交わすと思うんですが、そういった契約書の中身っていうのはあくまでもその市民の関係なので、そこ任せということになるのか、そしたらそこで対等ですよなんていううたい方はするかどうかわからないんですけど、何かをもってお互い対等なんですよっていうことがわかるような仕組みになっているのかどうかっていう、通常考えれば対等の立場で書かれてるんだけど、出資比率も違う、それから、公共工事でやっぱり地元の企業を育成するっていう意味がやっぱりあるっていうことで、本当にしたことがないような大きな仕事をしていくわけなので、本当にわからないことだっていっぱいあると思うんですよ、それを代表企業の方が、それが市内の業者であろうが何だろうが、やっぱり一応そういういろんな技術指導も含まってる公共工事、今回の工事だと思うので、何かそういう関係がありながら対等の立場っていうのはすごくちょっとイメージしにくいので、確かに対等でないといけないと私も思います。幾ら会社が小さいからといって物が言えないというのはいけないと思いますので、やっぱり同じ仕事をするという意味で対等の立場っていうのは必要だと思うんですけど、それが何かで目を見て担保されてるのがわかるみたいなような仕組みがあるのかなのか、また、逆にそういうのをつくるのは無理なのか、その辺はどうですか。

◆寺坂寛夫 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 この契約の部分ですけども、代表者とそれから構成員で話し合いを行って協定書を結ぶわけなんです。それから、編成表をつくり上げていきます。それを市のほうに提出していただくということで、協定書の中身についてはこういった業務内容でやっていきましょう、その構成員の部分についてはこの部分をやってもらいますということを明確に打ち出されてきますので、それと後は編成表ですね、チームの。その編成表を出していただくということによって、この業務自体がどういう流れで、どういう構成でやっていくのかというのは把握できますので、それに基づいて、はい。

◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。

◆米村京子 委員 最後に済みません。この企業評価とか、技術者とかいろいろ評価がありますね。それは最終的に決めていかなきゃいけない大事な部分だと思うんですけども、その辺は委員会がどこがどういうふうな形で評価、点数、点数ですか、この評価。

ごめんなさい。言い回しが悪くて。まずは評価っていうのがありますね、評価は要するに点数制ですかっていうことを先に。

◆寺坂寛夫 委員長 亀屋局長。

- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 建設委員会のほうなんですけども、この評価については点数制でいきます。
- ◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。
- ◆米村京子 委員 わかりました。あくまでも建設委員会の人たちが評価して全部するっていうことですね。それと、最後一つ、そこの最終的な設計の責任とかそういうものはどこがとるんですか。何かあったときの責任の所在はどこでしょう。
- ◆寺坂寛夫 委員長 亀屋局長。
- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 その設計書に対してのですか。
- ◆米村京子 委員 済みません。いいですか。もうとにかく市庁舎のはどんどんどんどん動いてるわけなんですけども、その中で、これからのでもいいです、これからこの市庁舎の問題に対して誰がどう責任を持って行動していくのか。わかりませんか。ちょっとわかりにくいですか。要するに責任者出てこいっていうことですよ、誰なのか。
- ◆寺坂寛夫 委員長 亀屋局長。
- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 発注者は市ですから、当然市が責任を持ってやらなきゃならないということには変わりないです。
- ◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。
- ◆米村京子 委員 じゃあ市だということは市長が、もうこの市庁舎の全ての責任は市長がとるっていうことで、そういう認識でもいいんですか。
- ◆寺坂寛夫 委員長 局長。
- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 それはどういったところに対しての責任ということでおっしゃりたいんでしょうか。
- ◆米村京子 委員 市民に対して。新しく建てるわけじゃないですか。こうやってね、皆さんの住民投票もあれも無視しながらも建てる建物じゃないですか。それに対して、だから、それに対して市民もまだ怒ってる人たちがいっぱいいるんですよ。それに対して、最終的に市民の皆さんに対して、よけりゃいいわけですが、何かあったときの責任はもう。
- ◆寺坂寛夫 委員長 米村委員、意見ですか。
- ◆米村京子 委員 1点です。市長に責任があるかないかだけ。要するに建てる過程でも何でも。
- ◆寺坂寛夫 委員長 局長。
- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 発注者は当然市長ですから、当然建ったものに対しての責任というのはとらなきゃならない。ただ、設計の段階、それから工事の段階、何かあった場合に対してはその受注して委託されている段階での責任というのはいろんなケースがあると思うんですよ。それはどういった面で責任ということでおっしゃってるのか、整理していただきたいと思いません。
- ◆米村京子 委員 いいですか。
- ◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。説明というのは、当然検査されるでしょうし、成果品のチェックはされるわけですから。市のほうでそれはチェックをされますんでね。米村委員。
- ◆米村京子 委員 済みません。皆さん注目の新国立競技場があるじゃないですか。あれの設計問

題とかいろいろとどんどん取り上げられた中で誰が責任をとって、誰がどのようにするのかっていうのは設計の段階からわけがわからなくなっている。あれとは違いますけどね、違いますけど、やっぱり最終的に誰がどのように責任をとって進めていくのかっていうことはやっぱり市長だっていうことは明確になったわけですから、これでいいです。市長さんがあくまでもこれに対しての最終責任をとられるっていうことでよろしいですか。

◆寺坂寛夫 委員長 その責任というのが皆さんが理解できませんということですね。

◆米村京子 委員 なかなか、理解できませんか。全てにおいて何でもが責任問題でかかってくるわけじゃないですか。例えば事故があった場合でも、これは工事者の責任になります、事故があった場合は。要するにそういうことがあったりとか、それとか、今回の水害の問題にしたって、これはちょっと庁舎とは違うんですけど、最終的にあそこに庁舎をしたために千代川が氾濫してにっちもさっちもいかなくなっ、あそこが水害状態が出てきたっていう、そういう状況になる場合だってあったりしますし、ちょっとこの辺意味不明なことばかり言ってますけども、とにかく市長さんがその何か新しく市庁舎移転するためのそういうものの責任は負われますか。それで私が一番言いたいのは、やっぱり保健所の問題がありますんでね、保健所の問題も含めて、やっぱりあそこに置くって、保健所をあそこの駅南庁舎に置くっていうのもいまだに私は余りいいと思っていないので、これに関しては違う意見なので、やめときます。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほか。伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 最後、委託料の支払い方なんですけど、前金として大体委託料の30%に相当する額っていうふうに書かれてるんですが、これは大体鳥取市がやられるそういった契約の場合が大体3割なのかなとは思ってるんですけど、その辺もどうかということと、あと、どの時点で残りを払っていくのかっていうのを教えていただけますか。

◆寺坂寛夫 委員長 蔵増次長。

○蔵増祐子 庁舎整備局次長 今回公開した部分に前金払いはあり、括弧して30%ということしております。それから、部分払いについてもありとさせていただきます。公募についてはそこまでというふうに記載をさせていただきます。

予算のとり方といたしましては、本年度3割、前金部分も予算の審議のときに御説明をさせていただきますいておりますけど、3割ということで。来年度につきましては基本設計が完了したときから年度内に実施設計で部分払いということ想定しております。3カ年目につきましては、完了したということ想定しております。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかございますか。ないようですので、そうしますと、以上で新庁舎建設に関する調査特別委員会を終わります。

午後1時40分 閉会